

第2回 鳥取県中部地域公共交通協議会 次第

と き 平成 29 年 2 月 20 日 (月)

13 時 30 分～15 時 00 分

ところ 倉吉市役所 大会議室 (本庁舎 3 階)

————— 日 程 —————

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

(1) 平成 28 年度鳥取県中部地域公共交通に係る路線見直し案検討業務に関する方向性について・・・P 1

(2) 平成 29 年度事業計画 (案) 及び当初予算 (案) について・・・P 3

(3) 連携計画から形成計画への変更について・・・P 4

4 報告事項

(1) 評価指標について・・・P 1 8

5 その他

6 閉 会

平成 28 年度鳥取県中部地域公共交通に係る路線見直し案等検討業務
に関する方向性について

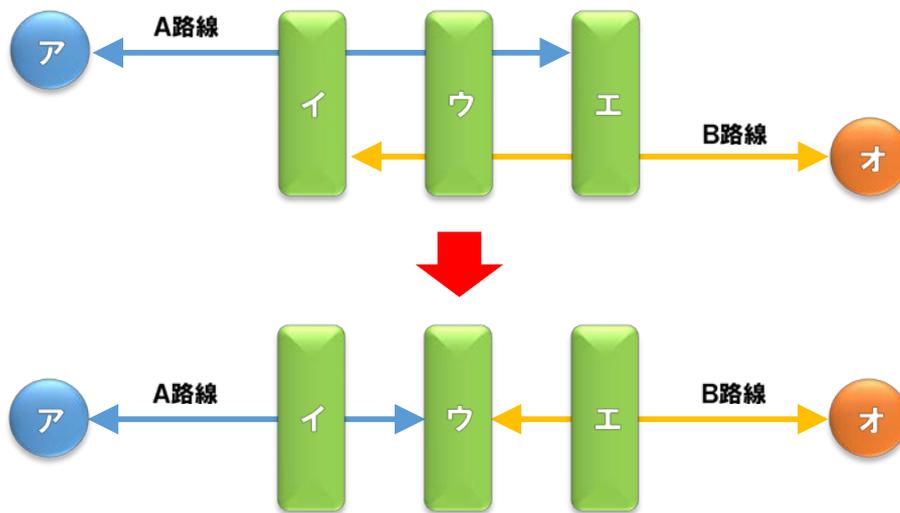
1. 見直しの方向性

(1) 広域路線の再編

① 中心市街地における路線・ダイヤの過密化の解消

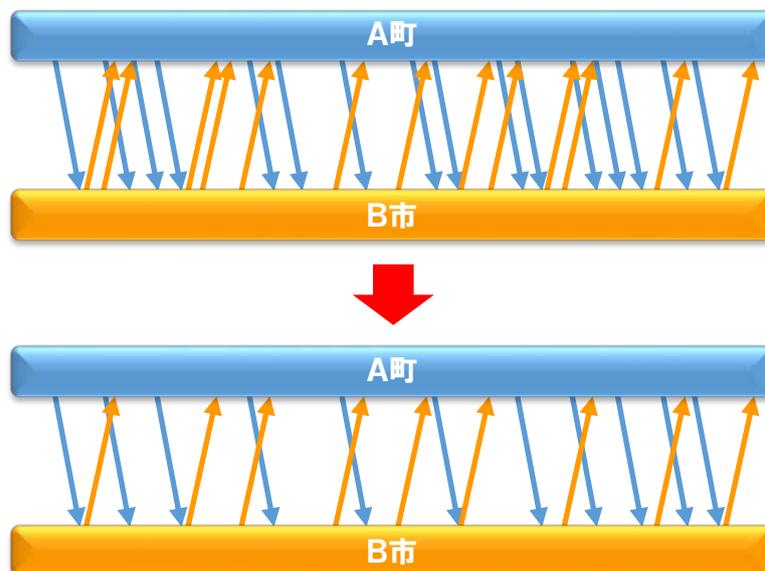
○倉吉 BC～西倉吉間の統合

○パークスクエア経由として変更を検討



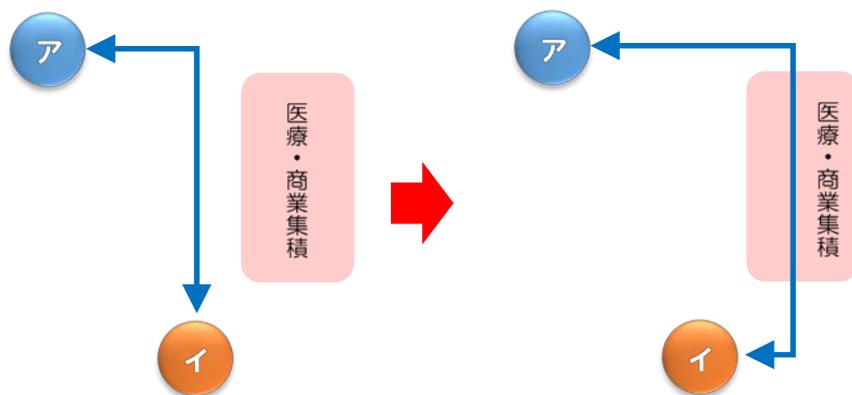
② 経常費用の高い広域路線の見直し

○利用実態に合わせ、広域移動の利用率が低く、利用者の少ないダイヤを前後の便に統合



③ 利用者が増加すると想定される区間へのルート変更

○変更前の区間における利用実態、住民意向を確認することを前提として変更

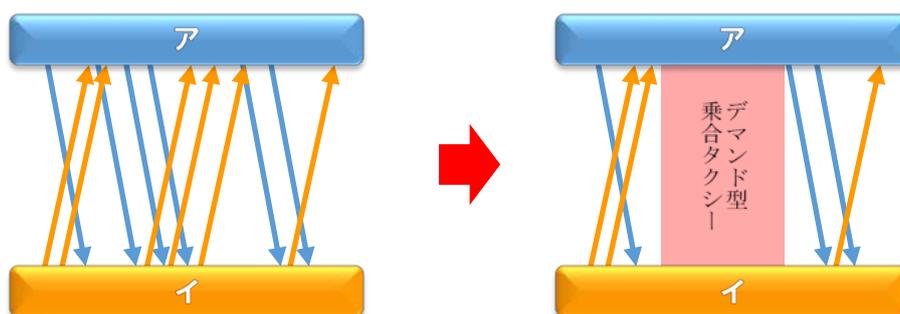


(2) 非効率路線の効率化

○再編対象とする路線（系統）を判断するための指標の設定

指標	基準
平均乗車密度	1 以下
収支率	20%未満
輸送人員 1 人当たり欠損額	1,000 円以上
実車走行キロ当たり欠損額	200 円以上
実車走行キロ当たり輸送人員	0.2 未満

○小学生等の利用の多い便は定時定路線として残し、その他のダイヤについてはデマンド型タクシー等を導入



2. 今後のスケジュール

平成 29 年 2 月 20 日（本日）	協議会総会
平成 29 年 3 月上旬～下旬	幹事会で見直し案の検討を協議
平成 29 年 3 月 24 日	見直し案検討業務完了
平成 29 年 4 月以降	協議会総会において、見直し案検討業務を報告

平成 29 年度協議会事業計画（案）及び当初予算（案）について

○平成 29 年度鳥取県中部地域公共交通協議会事業計画（案）

鳥取県中部圏域の地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行い、事業を実施する。

- ・ 関係機関と連携した利用促進活動を実施する。
- ・ 第 2 期総合連携計画の内容を引き継いだ「地域公共交通網形成計画」の策定に向けた検討。

○平成 29 年度鳥取県中部地域公共交通協議会当初予算（案）

1 歳入 （単位：円）

款	項	目	内容
1 負担金 226,800	1 負担金 226,800	1 負担金 226,800	倉吉市 226,800
2 補助金 0	1 補助金 0	1 補助金 0	
3 繰越金 0	1 繰越金 0	1 繰越金 0	
歳入合計：226,800			

2 歳出 （単位：円）

款	項	目	内容
1 運営費 226,800	1 会議費 206,800	1 会議費 206,800	協議会・幹事会委員報酬 178,000、 旅費 28,800
	2 事務費 20,000	1 事務費 20,000	消耗品費、通信運搬費
2 事業費 0	1 事業費 0	1 事業費 0	
3 予備費 0	1 予備費 0	1 予備費 0	
歳出合計：226,800			

【運営費内容】

「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画」上の事業を検討・実施していく必要があり、協議会：年 5 回、幹事会：年 7 回を開催するための経費。

【参考】

関係機関と連携した利用促進活動に要する経費については、各関係機関（市町、バス事業者）において対応。

「地域公共交通網形成計画」の策定に係る内容の検討・連絡調整に係る経費については、鳥取県において平成 29 年度当初予算要求中。

連携計画から形成計画への変更について（方針協議）

1. 趣旨

国の法改正に伴い、従来の「地域公共交通総合連携計画」（以下、連携計画）から、新たに「地域公共交通網形成計画」（以下、形成計画）を策定するものとなった。これに伴い、鳥取県中部地域公共交通協議会においても連携計画から形成計画の策定に切り替えを行う。

2. 法律の一部改正について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化・再生法）が改正され、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、以下の事項が定められた。

- ・市町村等による「地域公共交通網形成計画」の作成
- ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための「地域公共交通再編実施計画」（以下、実施計画）の作成
- ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例

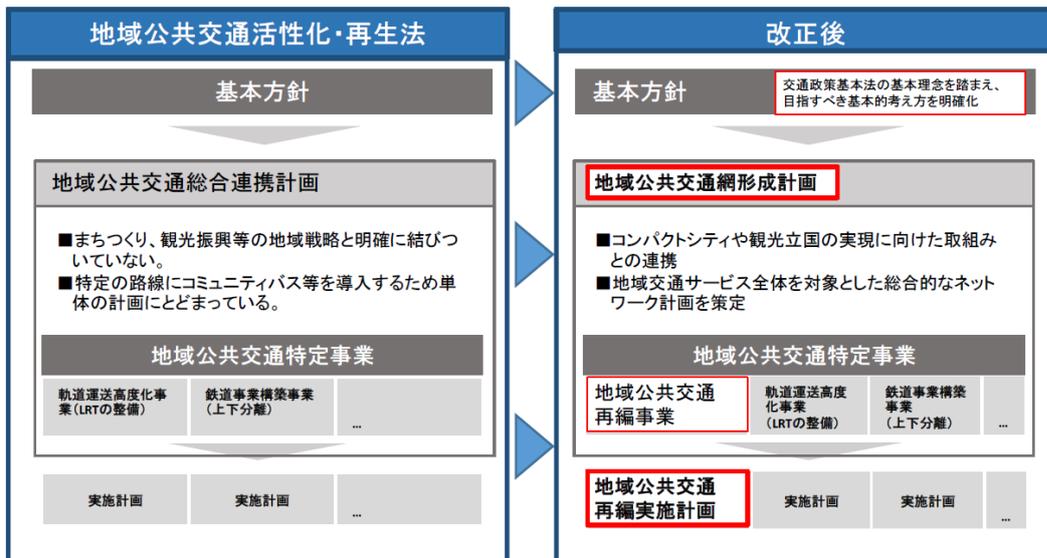
3. 計画変更のポイント

（1）従来の地域公共交通総合連携計画に追加される事項

形成計画には従来の連携計画に以下の2点が追加された。

- ① コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- ② 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

（2）枠組みの見直しのイメージ



（国土交通省地域公共交通の充実に向けた枠組みの見直し（イメージ）より引用）

4. 鳥取県中部地域公共交通協議会における対応

- ・これまでの議論をいかしながら、連携計画の策定から、形成計画及び実施計画の策定に切り替える。

1.1 網形成計画・再編実施計画の内容・構成について

地方公共団体は、網形成計画において地域公共交通再編事業（以下、「再編事業」という。）の概要を定めた上で、特定旅客運送事業者等の同意を得て当該事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画（以下、「再編実施計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することが可能です。網形成計画及び再編実施計画に記載すべき事項については以下のとおりです。なお、網形成計画の作成には、基本方針の記載（詳細編の参考資料）にも十分に留意することが必要です。

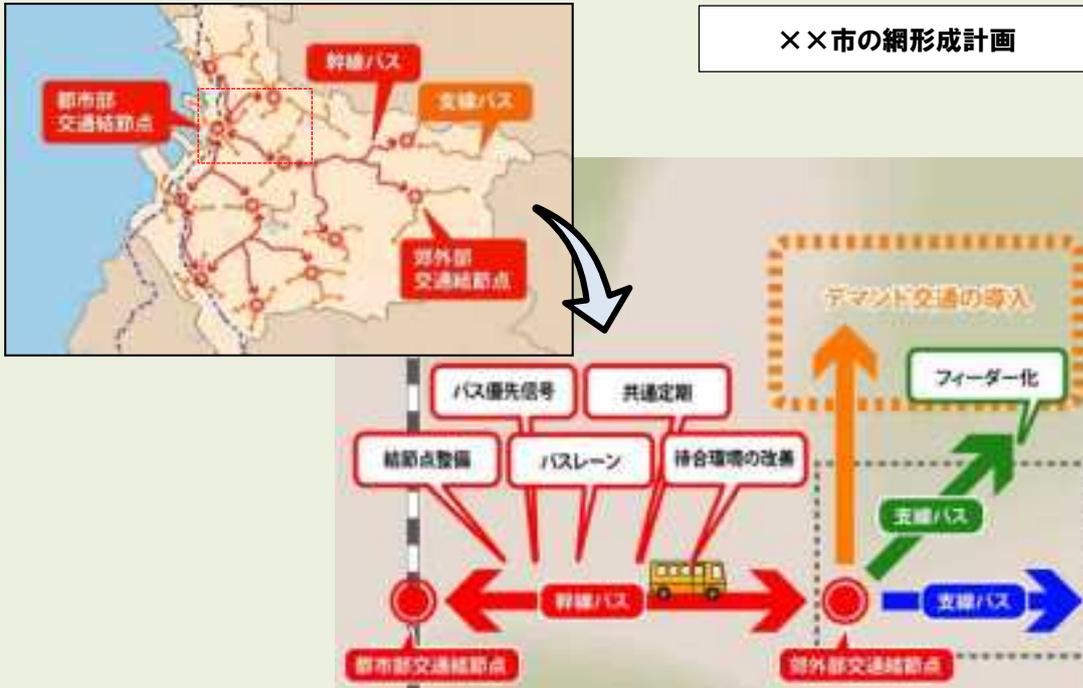
▼網形成計画・再編実施計画の法定の記載事項

	地域公共交通網形成計画	地域公共交通再編実施計画
概要	「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」	「マスタープラン（＝網形成計画）」を実現するための実施計画
記載事項	<p>〔記載する事項〕（法§5②）</p> <p>① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針</p> <p>② 計画の区域</p> <p>③ 計画の目標</p> <p>④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体 （※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§5④））</p> <p>⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項</p> <p>⑥ 計画期間</p> <p>⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>〔記載に努める事項〕（法§5③）</p> <p>都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項</p>	<p>〔記載する事項〕（法§27の2①、法§27の3①）</p> <p>① 実施区域</p> <p>② 事業の内容・実施主体</p> <p>③ 地方公共団体による支援の内容</p> <p>④ 実施予定期間</p> <p>⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法</p> <p>⑥ 事業の効果</p> <p>⑦ 地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項</p> <p>⑧ 地域公共交通網形成計画に都市機能の増進に必要な施策の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項</p> <p>⑨ その他地域公共交通再編事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項</p>

【参考】網形成計画・再編実施計画それぞれにおける記載内容の具体化イメージ

■網形成計画・・・公共交通ネットワークを具体化・明確化する計画

対象区域における幹線・支線・交通結節点を位置づけるなど、ネットワークの形成イメージを具体的に記載します。具体的な運行事業者やダイヤなどの運行計画の記載までは求められていません。



■再編実施計画・・・具体的な運行事業者やダイヤなど運行計画を定める計画

策定した網形成計画にもとづき、再編に伴う各路線の運行事業者や運行経路・停留所運行回数、運賃体系などまで記載します。



地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編 実施計画の作成に当たっての要点・留意点等



国土交通省 総合政策局 公共交通政策部



国土交通省

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

目標

本格的な人口減少社会における
地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワーク
を再構築

∞

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築
するため、事業者等が地方公共団体の
支援を受けつつ実施

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離)
...

地域公共交通再編実施計画

地方公共団体が事業者
等の同意の下に策定

実施計画

実施計画
...

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

地域公共交通網形成計画の記載事項

- 「地方公共団体は、基本方針に基づき、・・・地域公共交通網形成計画を作成することができる」（法第5条第1項）
- 地域公共交通網形成計画の作成には、**基本方針の記載にも十分に留意**することが必要

記載する事項（法§5②）

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する**基本的な方針**
- ② 計画の**区域**
- ③ 計画の**目標**
- ④ ③の目標を達成するために行う**事業・実施主体**

※本事項において、**地域公共交通特定事業**に関する事項も記載可能（法§5④）

- ⑤ 計画の**達成状況の評価**に関する事項
- ⑥ 計画**期間**
- ⑦ **その他**計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

地域が目指すべき将来像とともに、
その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、
公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を定める。

基本方針に基づき作成することが必要

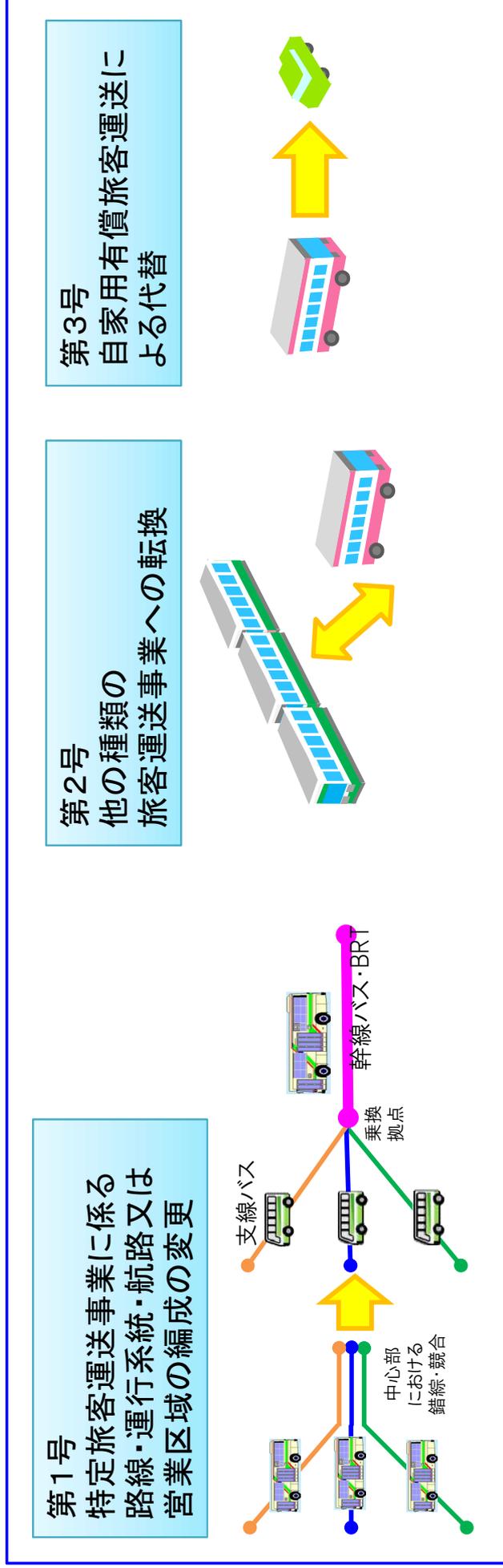
記載に努める事項（法§5③）

都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携
その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項

地域公共交通再編事業

- 地域公共交通再編事業とは、「地域公共交通を再編するための事業であって、地方公共団体の支援を受けつつ・・・国土交通省令で定めるものを行う事業」（法第2条第11号）
- 「国土交通省令で定める事業」＝「地域公共交通再編事業」ではない点に留意

○国土交通省令で定める事業について（施行規則第9条の2）



第4号 第1号～第3号の再編事業と併せて行う

異なる公共交通事業者等間の乗継ぎ円滑化のための運行計画の改善

共通乗車船券の発行

乗継割引運賃の設定、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置

地域公共交通再編実施計画の認定を受けるメリット

- 地域公共交通再編実施計画の認定を受けた場合には、手続きのワンストップ化などの特例を受けることが可能（法第27条の4～第28条）

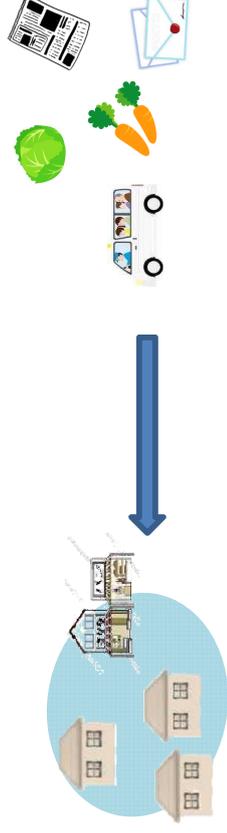
手続きのワンストップ化

地域公共交通再編実施計画と各運送事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなります。



少量貨物の特例

旅客の運送に付随して、少量の貨物を運送することができます。（※自家用有償旅客運送のみ）



計画を阻害する行為の防止

地域公共交通再編実施計画の維持が困難となり、かつ、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、

- ① 計画区域内での一般乗合旅客自動車運送事業の許認可が制限されます。
 - ② 計画区域内での一般乗合旅客自動車運送事業の実施方法の変更を命じることができます。
- （※一般乗合旅客自動車運送事業のみ）

国土交通大臣による勧告・命令

公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保します。

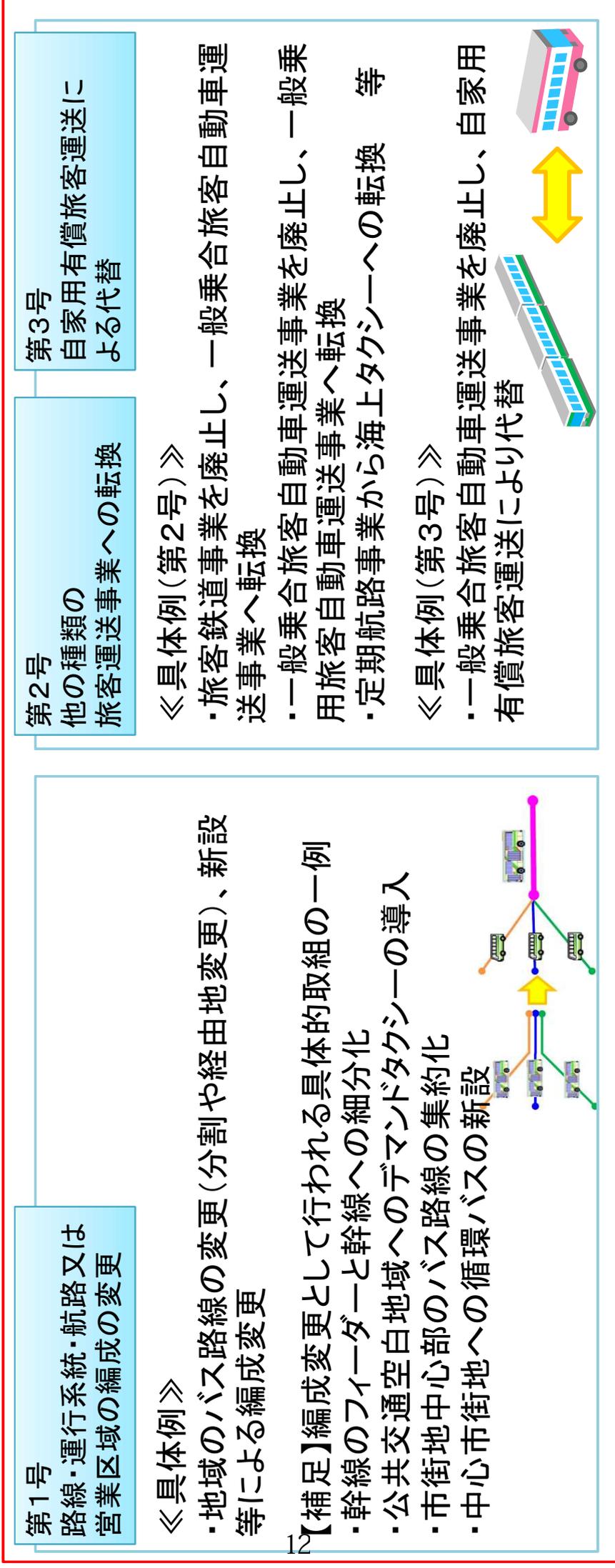
【その他】

運賃・料金に係る審査が不要

住民その他の関係者の合意の上で一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金が記載されている場合には、国の審査を受けることが不要となります。（※協議会が道路運送法上の地域公共交通会議の構成員を含んでいる場合）

施行規則第9条の2について①

■ 「地域公共交通を再編するための事業であって、地方公共団体の支援を受けつつ・・・**国土交通省令で定めるもの**を行う事業」として、**国土交通省令で定めるもの**の具体的イメージは以下のとおり。



第4号 第1号～第3号の再編事業と併せて行う

異なる公共交通事業者等間の乗継ぎ円滑化のための運行計画の改善

共通乗車船券の発行

乗継割引運賃の設定、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置

施行規則第9条の2について②

第1号

路線・運行系統・航路又は営業区域の編成の変更

第2号

他の種類の旅客運送事業への転換

第3号

自家用有償旅客運送による代替

第4号 第1号～第3号の再編事業と併せて行う

異なる公共交通事業者等間の乗継ぎ円滑化のための運行計画の改善

《具体例》

- ・乗継改善のためのダイヤ調整、増便

共通乗車船券の発行

《具体例》

- ・市街地フリー乗車券、観光施策と連携した企画乗車券等の導入
- ※複数の事業者で利用できるものである必要がある。

乗継割引運賃の設定、交通結節施設における乗降場の改善、旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカードの導入その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置

《具体例》

(交通結節施設における乗降場の改善)

- ・鉄道駅、バス停等の新設(再編路線が乗り入れることが必要)
- ・鉄道駅の駅前広場整備
- ・駅、停留場、停留所、船着場の改良(上屋、ベンチの設置等)

(旅客の乗継ぎに関する分かりやすい情報提供)

- ・バスロケーションシステムの導入
 - ・バスの方面別ラッピング・カラーリング
 - ・公共交通に関する情報提供資料の作成・配布
 - ・電光掲示板、案内標識、ホームページ等の作成
- ※単独一社での取組ではなく、複数事業者間の乗継円滑化に資するものであることが必要

(その他の地域公共交通の利用を円滑化するための措置)

- ・ゾーン運賃の導入
- ・バスの方面別ラッピング・カラーリング(再掲)

※第4号に該当しない事業の例《具体例》

- ・パーク&ライド駐車場の整備
- ・鉄道駅の駅舎のバリアフリー化整備
- ・バスの定時性の確保のための措置(PTPSの導入)
- ・運転免許返納者に対する公共交通機関の運賃割引

・主要バス路線へのノンステップ車両の導入

・地方鉄道の安全設備整備

等

単体では再編事業の対象とならない事業の例

- 地域公共交通特定事業（再編事業もその一つ）：

地域公共交通網形成計画に定められる事業のうち、既存の制度では十分な対応が図られていないものであって、地域公共交通の活性化・再生を促進する上で特に重要と考えられる取組

○「再編するための事業」ではないものの例

路線等・営業区域の見直し

既存バス路線の見直しを行わないまま、これと区間が重複する、又は至近の民間バス・コミュニティバスの路線の新設。

デマンド交通（区域運行又は定路線）の路線・営業区域の部分的見直し
（一部路線の新設・廃止・短縮・延長、営業区域の拡大・縮小）

民間バス・コミュニティバス路線の部分的見直し
（一部路線の新設・廃止・短縮・延長）

交通空白地に対する路線等の新設

デマンド交通～定時定路線相互の運行の様態の変更

デマンド交通のうち、需要の高い部分を、部分的に定時定路線型に変更

コミュニティバス（定時定路線型）のうち、需要の低い部分を、部分的にデマンド交通に変更

○「国土交通省令で定めるもの」ではないものの例

デマンドのシステムをより柔軟なものに変更

デマンド交通（区域運行）について、定時から随時に変えることや、事前予約を不要とするようシステム変更

高度化、ダウンサイジング等

一般的なバスからBRTへの高度化

一般的な軌道からLRTへの高度化

路線等の全面的な廃止と新設

第1号

市内交通の太宗を担うコミュニティバス複数路線を全て廃止し、朝夕運行のコミュニティバス(定時定路線)複数路線と、デマンド交通(区域運行)複数区域を新設。

市内の民間バス路線の半分以上を廃止し、幹線部分を引き続き民間バスで運行し、

- ・コミュニティバス(4条乗合)(市内循環)

- ・コミュニティバス(自家用有償旅客運送)(定時定路線、デマンド路線)

- ・過疎地有償運送(路線)を新設

第1号
第3号

市内の民間・公営バス2事業者の路線を全面的に整理・統合

第1号

幹線・支線への分割

中心部から放射状に伸びるバス路線について、途中に乗継拠点を設け、幹線と支線に分割。

第1号

各町村内に留まっていた複数町村の町村営バス路線を廃止し、民間バス路線と併せ、基幹バス・支線バスを開設。

第1号

航路の本土側の発着港を変更し、離島側の発着港数を減らすとともに、島内にコミュニティバス路線を新設。

第1号

モード転換等に伴う路線等の編成の変更

鉄道をLRT又はBRTに転換するとともに、これと競合するバス路線を廃止しつつ、フィーダーバス路線(4条乗合)を新設

第1号
第2号

旅客船から海上タクシーへ転換するとともに、本土側のコミュニティバスについてもデマンド化

第2号

バスプロト船を利用しつつ、島内・本土側のバス路線を統合しつつ、併せて両岸の複数路線の新設、分割、経由地変更、廃止等を行う。

第1号

公共交通総合連携計画と公共交通網形成計画について

1. 鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の改訂について（H26 年度末）

- 国の法改正により「総合連携計画」が「地域公共交通網形成計画」に改定され、「総合連携計画」は法定計画ではなくなる。
- 第1期計画では幹線部分の再編成が柱となっていたが、試算の結果補助金が増大することから見直しを実施しないこととなった。
- 第2期計画の方向性としては、任意の計画として、第1期の計画の基本理念や方針は引き継ぎ、実施済みの事業の評価や未実施の事業の分析によりターゲットを絞った調査を実施し、ソフト事業を中心にする等より実効性の高い計画を策定する。

2. 各状況の整理と網計画策定によるメリットについて

	平成 26 年度末における状況	平成 29 年度に向けた状況
実施主体	協議会	協議会＋県
作成費用	国庫補助＋協議会費（市町費） ⇒ 協議会が負担 ※国庫補助の充当が不明	国庫補助＋県費 ⇒ 県が負担
網計画	都市機能の増進、立地適正化に関する記載が必要 ※内容が不明確であった	都市機能の増進、立地適正化に関する記載に努める ※内容が明確化された（鳥取県西部、東部における事例）
再編実施計画	実施する施策が考えられない	再編実施計画を作成の上、国庫補助路線の見直しを行えば、フィーダーとしても国庫補助対象となる
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体面 ・作成費用面 ・網計画の策定のための調査の中で現状が把握でき、次の対策を練ることができる（調査実施分析による効果） ・利用促進に向けた取組みを実施することができる。 ・国庫補助対象路線の見直しによる市町の補助金の減額の可能性。 	
デメリット	なし	

平成29年度のスケジュール

時期	協議会	内容	網計画(県)
4月	協議会	規約の改正(網計画策定に向けて)	国交付申請、 業務委託発注公告
5月			国交付決定、入札
6月			住民アンケート、ヒアリング
7月			アンケート等集計
8月	協議会	平成28年度事業報告・決算 網計画の課題整理・骨子協議	
9月			ワーキンググループ(随時開催)
10月			
11月			
12月			
1月	協議会	計画家協議	
2月			計画家パブコメ
3月	協議会	計画家策定 平成30年度事業計画・予算案	

施策及び事業	通し番号	内容	評価指標	評価指標の基準	基準日
JRとバスダイヤの検証及び改善	1	JRダイヤに合わせたバスダイヤの乗り継ぎを検証する。	乗継問題便数／駅接続便数 ※乗継問題便数…バス→JRまたはJR→バスの乗継に15分以上掛かる便 調整をしたかどうか(基準など必要。いつ(何回)) 利用者の満足度(* アンケートなどによる)	乗継問題便数／駅接続便数 ※乗継問題便数…バス→JRまたはJR→バスの乗継に15分以上掛かる便 ・バス→JR 68/206 33.0% ・JR→バス 55/201 27.4% ・合計 123/407 30.2%	2016/4/1
幹線・支線における運行形態の検討	2	幹線部分の重複する路線を一本化する。支線部分の運行形態(デマンドの導入等)について検討する。	重複する路線の見直し距離数(m) 重複する路線の一本化による補助金削減額(円) 運行形態の変更に係る経費(円) 解消できた距離数/現状の重複距離数→高めていく	現状の重複距離数 ・日ノ丸自動車: 733.5km ・日本交通: 1157.8km ・合計: 1891.3km	2016/4/1
バス利用が困難な地域の対応検討	3	これまでバスが運行されていない交通不便地域に対する対応を検討する。(地域へのヒアリング等)	バス、公共交通空白地有償運送等の公共交通の利用が困難な集落数(バス停、或いは公共交通空白地有償運送乗降箇所より400m以上離れた集落数) デマンド型交通等利用者数	バス、公共交通空白地有償運送等の公共交通の利用が困難な集落数 ・135集落 デマンド型交通等利用者数 ・倉吉市: 677人(H27.10~H28.3) ・北栄町: 657人(H27.4~H28.3)	2016/4/1
フリー乗降区間の検討	4	各路線におけるフリー乗降の可能な区間を検討する。	フリー乗降区間バス利用者数 利用者の満足度(* アンケートなどによる)	H27年度利用者数調査無し	2016/4/1
病院からの帰宅実	5	屋前に集中する病院帰宅者に対応するため各路線のダイヤを検証する。	ダイヤ変更便数/ダイヤ変更必要便数 調整をしたかどうか(基準など必要。いつ(何回)) 利用者の満足度(* アンケートなどによる)	ダイヤ変更必要便数 ※主要な病院から自宅に帰るバス路線が11時~13時の間にあるかどうか。 ・0便	2016/4/1

施策及び事業	通し番号	内容	評価指標	評価指標の基準	基準日
公共交通空白地有償運送の事業支援	6	公共交通空白地有償運送事業に係る立ち上げ経費、運営経費に対する補助を行なう。	バス、公共交通空白地有償運送等の公共交通の利用が困難な集落数(バス停、或いは公共交通空白地有償運送乗降箇所より400m以上離れた集落数)公共交通空白地有償運送利用者数 人/バス利用者数 人 公共交通空白地有償運送費用 円/公共交通空白地有償運送利用者数 人 運営がうまくいっているか(*ヒヤリングなどによる) 利用者の満足度(*アンケートなどによる)	公共交通空白地有償運送費用 円/公共交通空白地有償運送利用者数 人 ・H27年度実績 2,048円(696,953円/311人)	2016/4/1
観光客のバス利用の利便性の確保	7	バス利用による観光客の利便性を検証する。	観光客バス利用者数 路線バスにおける観光目的での利用者数→増加させていく * ニーズ調査などが必要	コンミステリーツアー参加者数 12,325人 ループバス利用者数 7,492人 日本交通乗り放題手形販売枚数 381枚 日ノ丸乗車記念切符販売枚数 449枚 日ノ丸2デーバス販売枚数 1,114枚	2016/4/1
結節点整備の検討	8	乗降調査(資料調査)	発着便数 ※幹線=国庫補助路線 ※支線=国庫補助路線以外 検討したかどうか 結節点整備によって再編できた路線・系統の運行経費削減効果 利用者の満足度(*アンケートなどによる)	結節点発着便数 ・倉吉駅 264便 ・西倉吉 83便 ・三朝車庫 31便 ・由良駅 46便 ・浦安駅 14便 ・八橋駅 28便 ・赤碓駅 28便 ・下北条駅 18便 ・松崎駅 14便 ・泊駅 31便 ・三朝町役場 14便	2016/4/1
既存バス停の点検実施(移動も検討)	9	中部地区における既存バス停上屋の点検を実施し、適正な管理を行う。	調査点検箇所数 箇所 修繕実施割合 修繕実施済 箇所/整備必要箇所 箇所	調査点検箇所数 ・倉吉市 34箇所 ・三朝町 11箇所 ・北栄町 9箇所 ・琴浦町 16箇所 ・湯梨浜町 31箇所 修繕整備必要箇所数 3箇所 2箇所 0箇所 2箇所 10箇所	2016/4/1
新規バス停上屋設置の検討	10	要望等によるバス停上屋の設置を検討する。	新規設置箇所数/新規設置希望箇所数	新規設置希望箇所数 ・1箇所(三朝町・ララ歯科前)	2016/4/1

施策及び事業	通し番号	内容	評価指標	評価指標の基準	基準日
バスブックの作成検討	11	公共交通、各種施設、観光施設等に関する情報を掲載したバスマップの作成を検討する。	「ぐるっとバスなび」の発行枚数、配布枚数 * 新規作成の検討も	ぐるっとバスなび(H27年3月作成) ・作成部数: 10,000部 ・配布部数: 5,700部	2016/4/1
ICカード導入検討	12	鳥取県が導入を検討しているICカードの導入について、中部地区での導入を検討する。	導入or未導入 検討したかどうか 利用者の満足度(* アンケートなどによる)	今後(H28以降)の検討のため、基準なし	-
乗り換え割引制度の検討	13	幹線と支線との乗換え時の料金割引制度について検討を行う。	割引率(割引運賃/通常運賃) 検討したかどうか 利用者の満足度(* アンケートなどによる)	今後(H28以降)の検討のため、基準なし	-
上限運賃額引き下げ等の検討	14	現在の上限運賃(日交720円、日ノ丸800円)について利用促進の観点から引き下げを検討する。	上限運賃額引下率(見直し運賃/上限運賃) 検討したかどうか 利用者の満足度(* アンケートなどによる)	上限運賃額引下率(見直し運賃/上限運賃) 現在の上限運賃 ・日本交通: 720円 ・日ノ丸自動車: 800円	2016/4/1
各種補助制度の拡充検討	15	高齢者に対する定期購入補助等、利用促進に向けた各種補助制度を検討する。	支援対象者数 * 運転免許自主返納への支援策としても検討しては?	支援対象者数(中部地域の人口) ・65歳以上人口: 33,571人 ・70歳以上人口: 24,308人	2016/4/1

施策及び事業	通し番号	内容	評価指標	評価指標の基準	基準日
バス事業者割引制度の周知	16	高齢者定期等の各種割引制度を、広報・HP・関係機関等で周知する。	支援対象者数 利用者数 周知回数・内容	支援対象者数：通し番号15と同じ 利用者数 ・グランド70(日ノ丸・日本交通)：39名 ・シルバー悠遊(日本交通)：366名 ・架け橋(日ノ丸)：77名 合計：482名	2016/4/1
観光客用バスパンフレットの作成検討	17	観光に特化したバスパンフレットの作成を検討する。	「ぐるっとバスなび」の発行枚数、配布枚数 *新規作成の検討も	ぐるっとバスなび(H27年3月作成) ・作成部数：10,000部 ・配布部数：5,700部	2016/4/1
観光タクシー運行に係る教育プログラムの実施検討	18	観光タクシーの活性化を図るため、乗務員に対する教育プログラムの実施を検討する。	プログラム数 研修回数 研修参加人数 受講者の満足度・役立ち度(アンケートなどによる)	プログラム数：なし 研修回数：なし 研修参加人数：なし 受講者の満足度・役立ち度(アンケートなどによる) ：アンケート実施なし	平成27年度
コミュニケーションアンケートの実施検討	19	高校生や保護者を対象とした意識改革のためのアンケートの実施を検討する。	コミュニケーションアンケート対象者数 コミュニケーションアンケート実施による利用者数(アンケートへの割引チケット添付等により) 検討したかどうか(検討内容など) 実施枚数(モデル的に)	コミュニケーションアンケート対象者数 ・高校生(全日制・2年生)：880人 ・アンケート実施人数：0人(アンケート実施なし) 実施枚数 ・0校(アンケート実施なし) コミュニケーションアンケート実施による利用者数(アンケートへの割引チケット添付等により) ・0人(アンケート実施なし)	平成27年度
エコ通勤の促進に向けた取り組み検討	20	エコ通勤の促進に向けた取り組み(企業、団体への働きかけ)を検討する。	各種メディア数 チラシ配布枚数 PRを実施した場所におけるバス利用者数 検討したかどうか(検討内容など) 実施会社・団体数(モデル的に)	メディア数 ・5件(1市4町自治体報) チラシ配布枚数 ・0枚 実施会社・団体数 ・0件	2016/4/1

施策及び事業	通し番号	内容	評価指標	評価指標の基準	基準日
バス路線再編に伴う運行計画づくりの推進	21	バス路線の再編を実施する場合に、地域に向いて行政と住民が共同で運行計画を策定する。	地元説明回数 再編成路線数	今後(H28以降)の実施予定のため、基準なし ※平成28年度現在路線再編案検討中	-
地域主体による取り組み支援	22	地域の自主的な取り組みに対する支援を行う。	バス停留所上屋新規設置箇所数／新規設置希望箇所数 * 自主的取り組みに対する支援内容の追加検討も	新規設置希望箇所数 ・1箇所(三朝町・ララ歯科前)	2016/4/1